

## 第4回区議会定例会提出案件概要

(条例関係)

議案番号	件名	概要																	
第92号議案	新宿区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	<p>議長、副議長、委員長、副委員長及び議員の期末手当の年間の支給月数（現行 2.90 月）を 0.10 月引き上げ、3.00 月とするとともに、3 月の期末手当の支給を廃止し、6 月及び 12 月の期末手当の支給月数が均等になるよう配分する。</p> <p>[期末手当の支給月数]</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">支給月</th> <th colspan="2">支給月数</th> </tr> <tr> <th>現行</th> <th>令和5年度以降(令和4年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>1.325月</td> <td>1.500月 (1.325月)</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>1.375月</td> <td>1.500月 (1.475月)</td> </tr> <tr> <td>3月</td> <td>0.200月</td> <td>— (0.200月)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.900月</td> <td>3.000月 (3.000月)</td> </tr> </tbody> </table> <p>[施行日] 公布の日。ただし、令和5年度以降の期末手当の支給月数の改定に係る部分については、令和5年4月1日</p> <p>[適用日] 令和4年度の期末手当の支給月数の改定に係る部分については、令和4年12月1日</p> <p>[附則による他の条例の改正] 新宿区議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部改正 3月の期末手当の支給を廃止することに伴い、規定を整備する。</p>	支給月	支給月数		現行	令和5年度以降(令和4年度)	6月	1.325月	1.500月 (1.325月)	12月	1.375月	1.500月 (1.475月)	3月	0.200月	— (0.200月)	計	2.900月	3.000月 (3.000月)
支給月	支給月数																		
	現行	令和5年度以降(令和4年度)																	
6月	1.325月	1.500月 (1.325月)																	
12月	1.375月	1.500月 (1.475月)																	
3月	0.200月	— (0.200月)																	
計	2.900月	3.000月 (3.000月)																	
第93号議案	新宿区長及び副区長の給料等及び旅費条例の一部を改正する条例	<p>区長及び副区長の期末手当の年間の支給月数（現行 2.90 月）を 0.10 月引き上げ、3.00 月とするとともに、3 月の期末手当の支給を廃止し、6 月及び 12 月の期末手当の支給月数が均等になるよう配分する。</p> <p>[期末手当の支給月数]</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">支給月</th> <th colspan="2">支給月数</th> </tr> <tr> <th>現行</th> <th>令和5年度以降(令和4年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>1.325月</td> <td>1.500月 (1.325月)</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>1.375月</td> <td>1.500月 (1.475月)</td> </tr> <tr> <td>3月</td> <td>0.200月</td> <td>— (0.200月)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.900月</td> <td>3.000月 (3.000月)</td> </tr> </tbody> </table> <p>[施行日] 公布の日。ただし、令和5年度以降の期末手当の支給月数の改定に係る部分については、令和5年4月1日</p> <p>[適用日] 令和4年度の期末手当の支給月数の改定に係る部分については、令和4年12月1日</p>	支給月	支給月数		現行	令和5年度以降(令和4年度)	6月	1.325月	1.500月 (1.325月)	12月	1.375月	1.500月 (1.475月)	3月	0.200月	— (0.200月)	計	2.900月	3.000月 (3.000月)
支給月	支給月数																		
	現行	令和5年度以降(令和4年度)																	
6月	1.325月	1.500月 (1.325月)																	
12月	1.375月	1.500月 (1.475月)																	
3月	0.200月	— (0.200月)																	
計	2.900月	3.000月 (3.000月)																	

(条例関係)

議案番号	件名	概要																											
<p>第94号議案</p>	<p>新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>教育長の期末手当の年間の支給月数（現行 2.90 月）を 0.10 月引き上げ、3.00 月とするとともに、3 月の期末手当の支給を廃止し、6 月及び 12 月の期末手当の支給月数が均等になるよう配分する。</p> <p>[期末手当の支給月数]</p> <table border="1" data-bbox="762 443 1513 707"> <thead> <tr> <th rowspan="2">支給月</th> <th colspan="2">支給月数</th> </tr> <tr> <th>現行</th> <th>令和 5 年度以降(令和 4 年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 月</td> <td>1.325 月</td> <td>1.500 月 (1.325 月)</td> </tr> <tr> <td>12 月</td> <td>1.375 月</td> <td>1.500 月 (1.475 月)</td> </tr> <tr> <td>3 月</td> <td>0.200 月</td> <td>— (0.200 月)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.900 月</td> <td>3.000 月 (3.000 月)</td> </tr> </tbody> </table> <p>[施行日] 公布の日。ただし、令和 5 年度以降の期末手当の支給月数の改定に係る部分については、令和 5 年 4 月 1 日</p> <p>[適用日] 令和 4 年度の期末手当の支給月数の改定に係る部分については、令和 4 年 12 月 1 日</p>	支給月	支給月数		現行	令和 5 年度以降(令和 4 年度)	6 月	1.325 月	1.500 月 (1.325 月)	12 月	1.375 月	1.500 月 (1.475 月)	3 月	0.200 月	— (0.200 月)	計	2.900 月	3.000 月 (3.000 月)										
支給月	支給月数																												
	現行	令和 5 年度以降(令和 4 年度)																											
6 月	1.325 月	1.500 月 (1.325 月)																											
12 月	1.375 月	1.500 月 (1.475 月)																											
3 月	0.200 月	— (0.200 月)																											
計	2.900 月	3.000 月 (3.000 月)																											
<p>第95号議案</p>	<p>新宿区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>令和 4 年特別区人事委員会の勧告を受け、職員の給与を次のとおり改定する。</p> <p>(1) 給料表の改定 公民較差（896 円（0.24%））の解消を図るため、給料月額を引き上げる。ただし、次の措置を講ずる。 ア 国や民間企業における初任給の動向等を踏まえ、初任給及び若年層の職員の給料月額を引き上げ、若年層を除く職員の給料月額は据え置く。 イ 再任用職員の給料月額については、本年の改定が若年層を対象としたものであることから、改定しない。</p> <p>(2) 期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定 民間における特別給の支給状況等を勘案し、期末手当及び勤勉手当の年間の支給月数を 0.10 月引き上げる（現行 4.45 月⇒4.55 月。勤勉手当に割り振り）とともに、3 月の期末手当の支給を廃止し、6 月及び 12 月の期末手当の支給月数が均等になるよう配分する。</p> <p>[管理職員以外の職員の支給月数]</p> <table border="1" data-bbox="778 1706 1506 2056"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">支給月</th> <th colspan="2">支給月数</th> </tr> <tr> <th>現行</th> <th>令和 5 年度以降(令和 4 年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">期末手当</td> <td>6 月</td> <td>1.050 月</td> <td>1.200 月 (1.050 月)</td> </tr> <tr> <td>12 月</td> <td>1.100 月</td> <td>1.200 月 (1.100 月)</td> </tr> <tr> <td>3 月</td> <td>0.250 月</td> <td>— (0.250 月)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">勤勉手当</td> <td>6 月</td> <td>1.025 月</td> <td>1.075 月 (1.025 月)</td> </tr> <tr> <td>12 月</td> <td>1.025 月</td> <td>1.075 月 (1.125 月)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>4.450 月</td> <td>4.550 月 (4.550 月)</td> </tr> </tbody> </table>		支給月	支給月数		現行	令和 5 年度以降(令和 4 年度)	期末手当	6 月	1.050 月	1.200 月 (1.050 月)	12 月	1.100 月	1.200 月 (1.100 月)	3 月	0.250 月	— (0.250 月)	勤勉手当	6 月	1.025 月	1.075 月 (1.025 月)	12 月	1.025 月	1.075 月 (1.125 月)	計		4.450 月	4.550 月 (4.550 月)
	支給月	支給月数																											
		現行	令和 5 年度以降(令和 4 年度)																										
期末手当	6 月	1.050 月	1.200 月 (1.050 月)																										
	12 月	1.100 月	1.200 月 (1.100 月)																										
	3 月	0.250 月	— (0.250 月)																										
勤勉手当	6 月	1.025 月	1.075 月 (1.025 月)																										
	12 月	1.025 月	1.075 月 (1.125 月)																										
計		4.450 月	4.550 月 (4.550 月)																										

(条例関係)

議案番号	件名	概要																	
		<p>[施行日] 公布の日。ただし、上記(2)のうち令和5年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定に係る部分については、令和5年4月1日</p> <p>[適用日] 上記(1)については令和4年4月1日、上記(2)のうち令和4年度の勤勉手当の支給月数の改定に係る部分については同年12月1日</p>																	
<p>第96号議案</p>	<p>新宿区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>フルタイム会計年度任用職員等に支給する退職手当について、勤務日数に係る支給要件を次のとおり緩和する。</p> <table border="1" data-bbox="743 656 1513 969"> <thead> <tr> <th>月の日数</th> <th>現行</th> <th>改正後（緩和内容）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20日以上</td> <td>18日以上勤務</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>20日未満</td> <td>同上</td> <td>20日と月の日数との差を18日から減じた日数以上勤務 (例) 令和5年2月(月の日数:19日)の場合 18日 - (20日 - 19日) =17日以上勤務</td> </tr> </tbody> </table> <p>※月の日数には、週休日、休日等は含まれない。</p> <p>[施行日] 公布の日</p>	月の日数	現行	改正後（緩和内容）	20日以上	18日以上勤務	変更なし	20日未満	同上	20日と月の日数との差を18日から減じた日数以上勤務 (例) 令和5年2月(月の日数:19日)の場合 18日 - (20日 - 19日) =17日以上勤務								
月の日数	現行	改正後（緩和内容）																	
20日以上	18日以上勤務	変更なし																	
20日未満	同上	20日と月の日数との差を18日から減じた日数以上勤務 (例) 令和5年2月(月の日数:19日)の場合 18日 - (20日 - 19日) =17日以上勤務																	
<p>第97号議案</p>	<p>新宿区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>会計年度任用職員の3月の期末手当の支給を廃止し、6月及び12月の期末手当の支給月数が均等になるよう配分する。</p> <p>[期末手当の支給月数]</p> <table border="1" data-bbox="762 1223 1513 1487"> <thead> <tr> <th rowspan="2">支給月</th> <th colspan="2">支給月数</th> </tr> <tr> <th>現行</th> <th>令和5年度以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>1.050月</td> <td>1.200月</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>1.100月</td> <td>1.200月</td> </tr> <tr> <td>3月</td> <td>0.250月</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.400月</td> <td>2.400月</td> </tr> </tbody> </table> <p>[施行日] 令和5年4月1日</p>	支給月	支給月数		現行	令和5年度以降	6月	1.050月	1.200月	12月	1.100月	1.200月	3月	0.250月	—	計	2.400月	2.400月
支給月	支給月数																		
	現行	令和5年度以降																	
6月	1.050月	1.200月																	
12月	1.100月	1.200月																	
3月	0.250月	—																	
計	2.400月	2.400月																	
<p>第98号議案</p>	<p>新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>令和4年特別区人事委員会の勧告を受け、幼稚園教育職員の給与を次のとおり改定する。</p> <p>(1) 給料表の改定 公民較差(896円(0.24%))の解消を図るため、給料月額を引き上げる。ただし、次の措置を講ずる。 ア 国や民間企業における初任給の動向等を踏まえ、初任給及び若年層の職員の給料月額を引き上げ、若年層を除く職員の給料月額は据え置く。 イ 再任用職員の給料月額については、本年の改定が若年層を対象としたものであることから、改定しない。</p> <p>(2) 期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定 民間における特別給の支給状況等を勘案し、期末手当及</p>																	

(条例関係)

議案番号	件名	概要																											
		<p>び勤勉手当の年間の支給月数を 0.10 月引き上げる（現行 4.45 月⇒4.55 月。勤勉手当に割り振り）とともに、3 月の期末手当の支給を廃止し、6 月及び 12 月の期末手当の支給月数が均等になるよう配分する。</p> <p>[管理職員以外の職員の支給月数]</p> <table border="1" data-bbox="783 443 1501 792"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">支給月</th> <th colspan="2">支給月数</th> </tr> <tr> <th>現行</th> <th>令和5年度以降(令和4年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">期末手当</td> <td>6 月</td> <td>1.050 月</td> <td>1.200 月 (1.050 月)</td> </tr> <tr> <td>12 月</td> <td>1.100 月</td> <td>1.200 月 (1.100 月)</td> </tr> <tr> <td>3 月</td> <td>0.250 月</td> <td>— (0.250 月)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">勤勉手当</td> <td>6 月</td> <td>1.025 月</td> <td>1.075 月 (1.025 月)</td> </tr> <tr> <td>12 月</td> <td>1.025 月</td> <td>1.075 月 (1.125 月)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td>4.450 月</td> <td>4.550 月 (4.550 月)</td> </tr> </tbody> </table> <p>[施行日] 公布の日。ただし、上記(2)のうち令和 5 年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定に係る部分については、令和 5 年 4 月 1 日</p> <p>[適用日] 上記(1)については令和 4 年 4 月 1 日、上記(2)のうち令和 4 年度の勤勉手当の支給月数の改定に係る部分については同年 12 月 1 日</p>		支給月	支給月数		現行	令和5年度以降(令和4年度)	期末手当	6 月	1.050 月	1.200 月 (1.050 月)	12 月	1.100 月	1.200 月 (1.100 月)	3 月	0.250 月	— (0.250 月)	勤勉手当	6 月	1.025 月	1.075 月 (1.025 月)	12 月	1.025 月	1.075 月 (1.125 月)	計		4.450 月	4.550 月 (4.550 月)
	支給月	支給月数																											
		現行	令和5年度以降(令和4年度)																										
期末手当	6 月	1.050 月	1.200 月 (1.050 月)																										
	12 月	1.100 月	1.200 月 (1.100 月)																										
	3 月	0.250 月	— (0.250 月)																										
勤勉手当	6 月	1.025 月	1.075 月 (1.025 月)																										
	12 月	1.025 月	1.075 月 (1.125 月)																										
計		4.450 月	4.550 月 (4.550 月)																										